

【令和８年度９月補正に係る市長提案説明要旨】

(R8. 9. 2)

令和８年度伊丹市一般会計補正予算（第２号）についてであります。本案は、令和７年度の決算剰余金、及び収益事業収入について、公債管理基金への積立金として措置するほか、社会情勢の変化等に対応するため、国庫支出金、基金繰入金、及び繰越金を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、次世代への投資として、市内全中学校の机と椅子について、タブレット端末の利用に適した新ＪＩＳ規格に更新するための経費や、保育需要の増加が見込まれる市南部地域に、民間保育所を誘致するための費用のほか、次世代を担う新規就農者を、支援するための経営開始資金を措置しようとするものであります。

また、避難所と教育環境の改善を図るため、市内全中学校、及び市立伊丹高等学校の武道場等に、空調設備を整備するための設計、工事請負費のほか、老朽化している西台自転車駐車の大規模改修とあわせて、西台公衆トイレを解体、撤去するための設計費用を措置しようとするものであります。

その他、長引く中東情勢の影響を受けている、市内中小企業者が、県の融資制度を利用する際に必要となる、信用保証料を補助するための経費のほか、道路、公園などにおける状態の悪い樹木を点検するための経費、営業運転資金の不足が見込まれている病院事業会計に、低い利率で資金を貸し付けるための経費等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第１条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、４４億５,９５０万３,０００円を追加し、その総額を、１,００１億６,９５０万３,０００円としようとするものであります。

また、第２条の繰越明許費では、中心市街地活性化対策事業に係る繰越明許費の措置を、第３条の債務負担行為の補正では、市政情報発信事業のほか、５事業に伴う債務負担行為の追加措置を、第４条の地方債の補正では、中学校施設整備事業の変更措置を、それぞれ講じようとするものであります。

次に、令和８年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてありますが、本案は、令和７年度の決算剰余金を繰り越し、基金繰入金の減額、及び過年度保険給付費等交付金の精算返還金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和８年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてありますが、本案は、令和７年度の決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和８年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてありますが、本案は、令和７年度の決算剰余金を繰り越し、過年度国庫負担金等の精算返還金、及び基金への積立金に係る経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和８年度伊丹市病院事業会計補正予算（第１号）についてありますが、本案は、営業運転資金に充てるための企業債を、他会計借入金に変更するほか、統合再編基幹病院整備事業について、継続的な労務費、及び資材費の高騰に伴い、継続費の増額措置を講じるとともに、令和８年度の工事請負費等について、所要の措置を講じようとするものであります。